

コンクリート橋架設等の作業指針（作業主任者技能講習テキスト） No.216500  
 新旧対照表 第4版（2019年4月16日）

第3版3刷（平成30年3月2日）			第4版（2019年4月16日）																																																				
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																																		
目次下		※目次の下段に右欄を追加	目次下		本書では、法令用語の「墜落制止用器具」について、建設現場における合図、指差し呼称等の安全活動で定着している「安全带」と表記しています。																																																		
189	表6-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">網目の大きさ (cm)</th> <th colspan="3">網系の使用時の強度 (N)</th> <th rowspan="2">縁綱及びつり綱の新品時の強度 (N)</th> </tr> <tr> <th>かえるまた結節網地</th> <th>無結節網地</th> <th>ラッセル網地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>1,330</td> <td>1,470</td> <td>1,380</td> <td rowspan="4">14,700</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>590</td> <td>—</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>170</td> </tr> </tbody> </table>	網目の大きさ (cm)	網系の使用時の強度 (N)			縁綱及びつり綱の新品時の強度 (N)	かえるまた結節網地	無結節網地	ラッセル網地	10	1,330	1,470	1,380	14,700	5	590	—	590	3	—	—	350	15	—	—	170	189	表6-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">網目の大きさ (cm)</th> <th colspan="3">網系の使用時の強度 (N)</th> <th rowspan="2">縁綱及びつり綱の新品時の強度 (N)</th> </tr> <tr> <th>かえるまた結節網地</th> <th>無結節網地</th> <th>ラッセル網地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>1,320</td> <td>1,470</td> <td>1,380</td> <td rowspan="4">14,700</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>590</td> <td>—</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>170</td> </tr> </tbody> </table>	網目の大きさ (cm)	網系の使用時の強度 (N)			縁綱及びつり綱の新品時の強度 (N)	かえるまた結節網地	無結節網地	ラッセル網地	10	1,320	1,470	1,380	14,700	5	590	—	590	3	—	—	350	15	—	—	170
網目の大きさ (cm)	網系の使用時の強度 (N)			縁綱及びつり綱の新品時の強度 (N)																																																			
	かえるまた結節網地	無結節網地	ラッセル網地																																																				
10	1,330	1,470	1,380	14,700																																																			
5	590	—	590																																																				
3	—	—	350																																																				
15	—	—	170																																																				
網目の大きさ (cm)	網系の使用時の強度 (N)			縁綱及びつり綱の新品時の強度 (N)																																																			
	かえるまた結節網地	無結節網地	ラッセル網地																																																				
10	1,320	1,470	1,380	14,700																																																			
5	590	—	590																																																				
3	—	—	350																																																				
15	—	—	170																																																				
191	最下段	この場合には、落下距離が2m以下になるよう配慮しなければならない。			(削除)																																																		
192	7行目	この場合、専用金具は、安全帯を足元より上に取付けることができるように計画し、～	192	7行目	この場合、専用金具は、安全帯を腰より上に取付けることができるように計画し、～																																																		
192	14行目	① 親綱には、合成繊維ロープ（直径16mm以上）、又はワイヤロープ（直径9mm～10mm）がよく使用されている。	192	14行目	① 親綱は、合成繊維ロープ（外径16mm以上）を使用する。																																																		
192	表6-3	※表中の「ワイヤロープ欄」を削除 表 省略	192	表6-3	表 省略																																																		
192	下から3行目	③ 親綱の支柱への取付け位置は、支柱を取付けてある作業床より0.9m以上、2m以下の高さの位置とする。	192	下から4行目	③ 親綱の支柱への取付け位置は、支柱を取付けてある作業床より0.9m以上の高さの位置とする。																																																		
194	図6-7	※図中の下記を右欄に改訂 親綱（ナイロンロープφ16mm以上）	194	図6-7	親綱（合成繊維ロープ 外径16mm以上）																																																		
195	図6-8	※図中のイラストをフルハーネス型に変更他	195	図6-8																																																			
	図6-9	図 省略		図6-9	図 省略																																																		
196	図6-10		196	図6-10																																																			
208	13行目	(3)安全带 省略	208	10行目	(3)安全带 省略 ※平成30年6月22日付け労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の一部改正に伴い改訂																																																		
221	図7-1	※図中の下記を右欄に改訂し、図の最下段に右欄を新設  	221	図7-1	  ※リスクアセスメントは、ステップ1からステップ3までをいう（「危険性又は有害性等の調査																																																		

第3版3刷（平成30年3月2日）			第4版（2019年4月16日）		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
					等に関する指針「同解説」による)が、本書ではステップ4（リスク低減措置の実施）とステップ5（リスク低減措置内容の記録）を含めて整理した。
248		※下から8行目の下段に右欄を新設	248	7行目	「政令」 (厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等) 第13条 省略 2 省略 3 法第42条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。 1～27 (略) 28 墜落制止用器具 以下省略
255	2行目	28 <u>安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）</u>	255	2行目	28 <u>墜落制止用器具</u>
257		※下から5行目の下段に右欄を新設	257	下から4行目	41 <u>高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第13条第3項第28号の墜落制止用器具をいう。第130条の5第1項において同じ。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）</u>
266	下から5行目	(安全帯等の使用) 第194条の22 事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に <u>安全帯等</u> を使用させなければならない。 2 前項の労働者は、 <u>安全帯等</u> を使用しなければならない。	266	下から5行目	(要求性能墜落制止用器具等の使用) 第194条の22 事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に <u>要求性能墜落制止用器具等</u> を使用させなければならない。 2 前項の労働者は、 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> を使用しなければならない。  ※以下、「安全帯」を「要求性能墜落制止用器具」に読み換える（第517条の18～第575条の6及びクレーン等安全規則）